**宿泊税ポスター**

|  |
| --- |
| 大阪府内に宿泊されるみなさまへ |
| 2025年9月1日から宿泊税制度が変わります |
| 宿泊税は、世界有数の国際都市・大阪をめざして、大阪の魅力を高める観光振興施策に活用しています |
| ・分かりやすい観光案内  ・観光地のWi-Fi整備  ・トイレの洋式化  ・人が賑わう大阪の魅力づくり  ・国際会議の誘致  ・大阪の魅力発信 |
| 府内の宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所、特区民泊施設、住宅宿泊事業に係る施設）に一定の金額以上の料金で宿泊された方に課税されます。宿泊施設等へお支払いください。 |

改正前（令和７年８月３１日まで）

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊料金（1人1泊） | 税率 |
| 7,000円未満 | 課税されません |
| 7,000円以上15,000円未満 | 100円 |
| 15,000円以上20,000円未満 | 200円 |
| 20,000円以上 | 300円 |

改正後（令和７年９月１日から）

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊料金（1人1泊） | 税率 |
| 5,000円未満 | 課税されません |
| 5,000円以上15,000円未満 | 200円 |
| 15,000円以上20,000円未満 | 400円 |
| 20,000円以上 | 500円 |

|  |
| --- |
| （注意）宿泊料金は、素泊まり料金とそれにかかるサービス料や清掃代（強制料金）のことで、食事料金などは含みません。 |